

平成22年度経営計画の評価

山形県信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、満足度を高め、地域経済の発展に寄与するよう取り組みを進めています。平成22年度経営計画に対する実施評価を以下の通り公表します。

これは、3名の有識者により構成される「外部評価委員会」のご意見を踏まえ作成したものです。

1 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

県内の鉱工業生産は、業種間格差や月別の一進一退の動きがあったものの、持ち直しの動きがみられました。

個人消費については、エコカー補助金や家電エコポイントの特需により、一時、持ち直しがみられましたが、全般的に低調に推移しました。有効求人倍率の動きに、前年の最悪期を脱した感がみられたものの、雇用情勢は、依然として厳しい状況が続きました。

また、公共工事については、国・地方公共団体とも前年比大幅に落ち込みました。

県内中小企業は総じて厳しい状況の中にも、一部に持ち直しの動きがみられ始めていました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、間接被害や風評被害により本県経済にも大きな影響を及ぼすこととなりました。

(2) 中小企業向け融資の動向及び設備投資動向

既存債務の借換えや返済条件変更の需要を背景に、県内中小企業向け貸出残高は、前年比97.3%と減少し、設備投資においても、景気の先行き不透明感等を理由に、企業の慎重姿勢がみられ、全産業で前年を下回りました。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

景気対応緊急保証制度の利用や、中小企業金融円滑化法による返済条件変更等、金融支援策の効果が加わり、中小企業の資金繰りは改善がみられ、企業倒産は、件数・負債総額とも大幅に減少しました。

(件数前年比84.8%、負債総額同43.8%)

2 事業概況

当協会の平成22年度の事業概況については、保証承諾額は、景気対応緊急保証および借換保証の利用推進により、1,780億99百万円(前年比103.7%)と増加し、過去3番目に多い金額となりました。

保証債務残高は、4,153億48百万円(前年比99.5%)と前年度を若干下回ったものの、計画比101.3%となりました。

保証承諾・保証債務残高とも、東北で一番の実績となりました。

一方、代位弁済は、47億22百万円(前年比67.4%)と前年を大幅に下回りました。

代位弁済率は1.15%で、全国で一番低い数値となりました。

また、求償権回収については、不動産市況の低迷・第三者保証人非徴求の無担保求償権の増加により、16億71百万円(前年比90.4%)となったものの計画比104.4%と計画を達成しました。

平成22年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下の通りです。

(単位:百万円)

項目	金額	計画	計画達成率
保証承諾	178,099(103.7%)	145,000	122.8%
保証債務残高	415,348(99.5%)	410,000	101.3%
代位弁済	4,722(67.4%)	9,000	52.5%
回収	1,671(90.4%)	1,600	104.4%

* ()内の数値は前年比を示す。

3 決算概要

平成22年度の決算概要(収支計算書)は、以下の通りです。 (単位:百万円)

経常収入	4,367
経常支出	2,911
経常収支差額	1,455
経常外収入	7,044
経常外支出	7,463
経常外収支差額	-419
制度改革促進基金取崩額	27
当期収支差額	1,063

収入(経常収入+経常外収入)は114億11百万円となり、計画比77.8%(前年比86.9%)でした。景気対応緊急保証の利用が増加したものの、借換保証による借入の一本化等により、保証債務残高・保証債務平均残高が前年度を下回ったため、保証料収入が減少したことが要因であります。

支出(経常支出+経常外支出)は103億74百万円となり、計画比71.1%(前年比80.4%)でした。事業用動産・ソフトウェア等の償却資産の増加等の要因があったものの、全般的な業務の効率化と経費の適正執行に努めた結果であります。

最終的な当期収支差額は、経理基準に基づき制度改革促進基金取崩額を加え、10億63百万円(前年比329.0%)となり、計画額72百万円を大幅に上回る結果となりました。当年度経営計画では、収支差額変動準備金に20百万円を繰り入れる計画としていましたが、当期収支差額のうち、概ね半分の5億31百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残る5億32百万円を基金準備金へ繰り入れを行いました。

4 重点課題への取り組み状況

平成22年度の重点課題として掲げた項目への取り組み状況については、以下のとおりです。

(1) 政策保証をはじめとする保証利用の推進

景気対応緊急保証及び借換保証を活用し、中小企業の資金繰り円滑化に積極的に取り組みました。

東日本大震災により被害を受けた中小企業の経営相談・金融相談に対応するため、相談窓口を設置しました。

また、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨に則り、期間延長・返済方法の変更等の条件変更についても柔軟な対応を行いました。

保証利用企業者数は、新規保証推進キャンペーンを実施し増加に努めましたが、倒産・自主廃業等により減少傾向にあり、今後とも推進キャンペーンを継続します。

<参考> 景気対応緊急保証 4,957件(前年比119.7%) 944億63百万円(前年比120.7%) 承諾全体に占めるシェア 53.0%
借換保証 2,654件(前年比132.6%) 538億41百万円(前年比140.7%)
保証条件変更 3,058件(前年比95.4%) 371億43百万円(前年比111.3%)
利用企業者数 16,036企業(前年比283企業減少)
新規利用企業者数 701企業(計画比77.9%、前年比159企業減少)

(2) 保証制度の改革の推進

実地及び面談による調査については、数値目標を設定し取り組みを行い、景気対応緊急保証対応による窓口業務の増加にもかかわらず、役職員一丸となって積極的に取り組んだ結果、計画値700件を上回る835企業(計画比119.3%、前年比139.4%)に対し実地調査及び面談を行い、「顔の見える協会」の実践に努めました。

利息制限法及び出資法の改正に伴い、全国信用保証協会連合会の方針に沿い、事務処理の改正及び周知を図りました。

また、金融機関設定根抵当権の使用方法について見直しを行い、無担保保険の活用等信用保険に沿った保証推進を行いました。

(3) 業務改善による利便性の向上と業務の効率化

保証審査における目利き能力の向上及び保証審査の充実並びに審査の迅速化を図るべく、次の改正等を行いました。

- ・法人企業審査取扱要領の改正
- ・個人事業者スコアリング審査取扱要領の制定
- ・実地・面接調査要領の改正、実地調査マニュアルの制定

また、保証制度の新設・改正等に伴い、信用保証事務処理手引の改正を進めました。

保証審査においては、継続して支援が必要とされる企業について、期中管理部門との連携により支援を図ることに努めました。

(4) 経営支援・事業再生支援に対する積極的な取り組み

金融機関との連携のもと、保証後のフォローアップとして行う「サポートミーティング」や協会内部の中小企業診断士による「簡易経営診断」を実施し、中小企業の経営支援に取り組みました。また、当年度より、創業者に対し経営の現状についてのアンケート調査(対象企業数372)を実施し、経営アドバイスを希望する企業に対し、訪問や面談による経営支援を行いました。

協会内部の中小企業診断士による「経営支援会議」を新たに開催し、企業再生支援にかかる情報共有を図りました。

(株)企業再生支援機構及び山形県中小企業再生支援協議会が支援する事業再生計画に基づき、各関係機関と連携のもと事業再生支援に取り組みました。

< 参 考 > サポートミーティング件数 43件(計画比61.4%、前年比2件減少)

(5) 期中管理の強化による代位弁済の適正化

金融機関に対して「大口保証先の業況照会」(対象企業数343)を実施し、大口保証先の業況把握に努めるとともに、「サポートミーティング」等による経営支援を行いました。

延滞案件や事故案件については、所定のリストを毎月金融機関と部支店に送付して早期管理に努めるとともに、調整見直しに関する年3回の書面照会と年2回のヒアリングを通じて、部支店と連携して調整に努めました。

(6)回収の合理化・効率化

当年度より本部担当者による事前求償権分類を行い、より綿密な求償権分類により債務者等の実態を把握したうえで管理回収の措置を講じるとともに、管理実益のない求償権について、管理事務停止や求償権整理を行い、引き続き管理事務の合理化を推進しました。

＜参考＞ 管理事務停止	905件	68億 1百万円
求償権整理	102件	4億97百万円

サービサーに関しては、案件についての検討会を随時実施するなど関係を密にして、効率的な回収と回収の最大化を推進した結果、サービサー回収額は6億51百万円となり前年度を上回りました。また、委託件数は555件、委託金額は39億21百万円となり、委託基準の改正を行った前年度が急激に増加したことにより、当年度は件数、金額ともに前年度を大きく下回りました。

(7)運営規律の強化、経営基盤の確立等

常勤理事会議を14回開催し、経営方針をはじめとする重要案件について協議を行い、意思決定の透明性確保に努めました。

コンプライアンス態勢については、4回開催したコンプライアンス委員会を主体に、関連マニュアルの見直し、各部署単位での研修の継続実施、次年度コンプライアンス・プログラムの策定等に取り組みました。

また、監査計画に基づき監事が行う監査の実施にあたっては、業務運営及び財務・会計の適正を確保するため、監事監査規程で定める業務監査及び会計監査を実施したほか、監事会運営規程に基づく監事会を3回開催しました。事務処理状況、コンプライアンス等に関する内部監査については、監査室が定期的実施しました。

当年度から施行した人事考課制度については、職員の意識改革と人材育成につなげるべく、スケジュール管理を徹底し、定着に向けて実施状況の把握に努めました。

預け金については定期預金への積極的な預け替えを行い、有価証券は金利動向を注視した効果的な運用を推進し、利息・配当金収入の確保に取り組みました。経費支払いについては、毎月予算管理表に基づく管理を徹底し適正に執行しました。

年度経営計画に対する上期の実績について中間評価を行い、計画達成に向けた下期の対応と業績見通しを検討しました。

(8) 見直し後の中期ビジョン及び新たな中期事業計画等の検証・評価

中期ビジョンに沿って1,000企業に対し「利用者アンケート」を実施した結果、664企業から回答を得ました。アンケート結果を集約・分析するとともに、お客様から寄せられた意見・要望等は、これからの協会業務運営に生かしていきます。

(9) 制度改革等への的確な対応

信用補完制度改革について理解を得て利用促進を図るため、機関誌・PR資料・ホームページ等による広報に加え、プレスリリースの積極的な活用(9回実施)を継続し、「顔の見える協会」の周知に努めました。資金需要が高まる年末及び年度末に開設した資金繰り相談窓口(平日は通常営業に加えて午後7時まで、土・日・祝日は午前9時から午後5時まで開設)について、中小企業や関係機関に対し広く周知を図りました。また、景気対応緊急保証の概要について、新聞や各種広報物に広告を掲載し、保証利用の拡大に努めました。

目利き能力の向上や職員の資質を高めるため、外部主催の各種研修に積極的に参加しました。中小企業診断士の資格取得については、同資格養成課程に1名を長期派遣し、資格取得を組織として引き続き推進した結果、中小企業診断士の有資格者は合計7名となりました。また、各部署単位でのOJT研修を継続的に行ったことに加え、外部主催の各種研修への参加者による報告会を実施し、相互理解を図り研鑽に努めました。新たな取り組みとしては、入協1～2年以内の職員を対象とした協会独自の研修会を開催し、職務遂行能力の向上と人材の育成を図りました。

(10) 業務改善による利便性の向上と業務の効率化

事務分掌の見直しを図り、業務の効率化に努めました。

法改正等に伴い「育児・介護休業等に関する規則」を制定したほか、諸規程・規則の見直しや改正を行い整備を図りました。また、保存文書の電子データ化についても引き続き推進しました。

新たなグループウェア(スターオフィスX)を導入し、容量の拡大と情報伝達の迅速化・効率化を図りました。

経理事務処理について決定と支払いを明確化し相互牽制を図りつつ、経理業務の効率化を進めました。

電算共同システムの安定稼働に向けた検証・点検を継続的に実施し、業務全般の見直しにも着手しました。

5 外部評価委員会意見

当協会は、「外部評価委員会」(古澤・内藤法律事務所 小野寺弁護士、東北税理士会山形県支部連合会長 川合税理士、社団法人中小企業診断協会山形県支部長 五十嵐中小企業診断士で構成)のご意見を踏まえ、この「平成22年度経営計画の評価」を作成しましたが、外部評価委員会のご意見は以下の通りです。

平成22年度の地域経済は一部に持ち直しの動きがみられたものの、依然厳しい状況が続き、県内中小企業の動向にも足踏み感が窺われました。加えて、東日本大震災の発生は、間接的被害等により本県経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されました。

こうしたなか、中小企業の実態を考慮して景気対応緊急保証等への万全な対応に努めることはもちろん、信用保証協会の運営にあたっては、景気対応緊急保証の利用増加等の検証を進めながら、将来の協会経営のあり方を十分に見据える必要があります。また、種々の環境変化に対して、いかに適時適切に対応したのかも問われています。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、特に次に掲げる事項については評価できます。

まず第一は、金融機関をはじめとする関係機関との連携のもとで、景気対応緊急保証及び借換保証を積極的に活用したことに加え、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を受けて、返済条件変更等について柔軟な対応を行い、中小企業の資金繰り円滑化に積極的に取り組んだ点です。

第二は、中期ビジョン及び中期事業計画の具体化に向けて、「利用者アンケート」を実施しお客様の生の声を収集・分析し検討を開始するなど、さまざまな取り組みを行ったことです。

第三に、機関誌発行、ホームページ活用、プレスリリース及び新聞への広告掲載等による広報活動のほか、実地及び面接による調査を役職員一丸となって取り組み、「顔の見える協会」の実践に努めたことです。

第四に、職員の目利き能力の向上、人材育成に関して、中小企業診断士資格取得を引き続き推進していることに加え、新たに協会独自の研修会を開催するなど、積極的な取り組みが見られたことです。

第五は、厳しさを増す外部環境の中で、常勤理事会議において経営方針を決定する等、意思決定の透明性を確保するとともに、ガバナンス体制の取り組みが図られたことです。さらに、当年度から施行した監事監査規程及び監事会運営規程に基づき、業務執行の適正化を図るため、監事による業務及び会計監査が行われたことに加え、監事会も3回開催されています。

第六は、コンプライアンス態勢について積極的に取り組んでいることでもあります。コンプライアンス委員会を主体に、「危機管理・災害対応マニュアル」の改正をはじめ、研修の実施、プログラム策定等による周知徹底及び推進が意欲的に行なわれています。引き続き運営規律の強化が図られるよう、前向きな取り組みを期待します。

さらに、法人企業審査取扱要領の改正等により保証審査の充実と迅速化を図るなど、業務の効率化に努めたことに加え、サービス委託による効率的な回収の促進、自己資金の利息・配当金収入の確保に向けた取り組みを通じ、経営基盤の強化に結びつく収支の確保、基本財産の造成を行っています。また、関係機関との連携強化により、経営支援・事業再生支援の充実が図られているなど、年度経営計画に掲げた主要施策に関して、真摯に取り組んでいる姿勢が窺えることも評価できます。

このほか、業務全般について概括すると、保証部門では、東北で一番の保証承諾・保証債務残高を維持し、計画を上回る保証実績となったものの、引き続き保証利用の推進に向け積極的な取り組みをなされたい。

期中管理部門では、中小企業への経営支援として行う「サポートミーティング」・「簡易経営診断」等について、より意欲的な取り組みを期待します。また、延滞・事故案件の管理徹底や早期対応により正常化を図りながら、今後増加が見込まれる代位弁済の適正化に努める必要があります。

回収部門については、全国平均を上回る回収率で推移しているものの、不動産市況の低迷・第三者保証人非徴求等により回収環境が厳しさを増していることから、回収促進に向けて積極的に取り組んでください。

最後に、中期ビジョン及び中期事業計画等に掲げる諸課題について、コンプライアンスをはじめとする運営規律の強化に努めつつ、業務の効率化を図りながら、東日本大震災を受けての新たな政策保証や経営支援・事業再生支援等への積極的な推進により、引き続き地域経済の活性化と発展に寄与されるよう期待します。